

京都市上下水道局競争入札等取扱要綱

制定 平成 6 年 7 月 1 日

改正 平成 9 年 4 月 1 日、平成 9 年 7 月 25 日、平成 10 年 4 月 1 日、平成 11 年 7 月 1 日、平成 11 年 7 月 21 日、平成 11 年 10 月 27 日、平成 12 年 7 月 13 日、平成 13 年 6 月 1 日、平成 13 年 12 月 27 日、平成 14 年 3 月 27 日、平成 14 年 6 月 7 日、平成 14 年 12 月 27 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 6 月 21 日、平成 18 年 4 月 1 日、平成 18 年 6 月 1 日、平成 19 年 12 月 1 日、平成 21 年 4 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 3 月 31 日、平成 23 年 4 月 1 日、平成 24 年 9 月 27 日、平成 25 年 4 月 1 日、平成 25 年 5 月 31 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 1 月 19 日、平成 27 年 5 月 29 日、平成 28 年 6 月 1 日、平成 29 年 9 月 8 日、平成 30 年 4 月 1 日、平成 31 年 3 月 29 日、令和 3 年 3 月 31 日、令和 4 年 3 月 18 日、令和 5 年 1 月 23 日、令和 5 年 3 月 31 日、令和 6 年 3 月 29 日、令和 7 年 3 月 26 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 1 条の 3）
- 第 2 章 競争入札の参加者の資格（第 2 条～第 6 条）
- 第 3 章 競争入札等運用委員会（第 7 条～第 11 条）
- 第 4 章 一般競争入札（第 12 条～第 19 条の 14）
- 第 5 章 指名競争入札（第 20 条～第 26 条）
- 第 6 章 競争入札参加停止（第 27 条～第 29 条）
- 第 7 章 契約の締結（第 29 条の 2～第 32 条）
- 第 8 章 雑則（第 33 条・第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、京都市上下水道局（以下「局」という。）が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格、競争入札の方法、競争入札の参加停止の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。
- (2) 測量、設計等 工事の設計若しくは監理、又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等をいう。
- (3) 物品等の調達 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等をいう。
- (4) 特定競争入札参加資格 地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が定めた一般競争入札を行う者に必要な資格及び令第 167 条の 12 第 1 項の規定による指名を受ける者に必要な資格をいう。
- (5) 事前確認資格 競争入札の入札の前に確認する特定競争入札参加資格をいう。
- (6) 事後確認資格 競争入札の開札の後に確認する特定競争入札参加資格をいう。
- (7) 事後確認型一般競争入札 特定競争入札参加資格の全部又は一部の確認を開札の後に行うこととする一般競争入札をいう。
- (8) 有効入札者 競争入札の予定価格の制限の範囲内において有効な価格で入札を行なった者をいう。

- (9) 最低価格入札者 有効入札者のうち、最も低い価格をもって入札した者（物品の売払いの契約にあっては最も高い価格で入札した者）をいう。
- (10) 通常型指名競争入札 指名競争入札に参加する者について、その者の参加への意向に関係なく、令第167条の12第1項の規定による指名を行うものをいう。
- (11) 意向反映型指名競争入札 工事及び測量、設計等（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札で、管理者が選定した者のうち当該指名競争入札への参加の意向を有する者について、令第167条の12第1項の規定による指名を行うものをいう。
- (12) 公募型指名競争入札 特定競争入札参加資格の要件を示して入札参加者を公募し、参加の申請を行った者のうち当該資格があると認められる者について、令第167条の12第1項の規定による指名を行うものをいう。
- (13) 参加希望型指名競争入札 物品等の調達に係る公募型指名競争入札で、電子入札システム（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第8条第2項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）により入札した者が開札まで秘匿されるものをいう。
- (14) 事後確認型指名競争入札 公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札で、特定競争入札参加資格の確認の一部を開札の後に行うこととするものをいう。

第2章 競争入札の参加者の資格

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 工事の請負にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請負を除く。
 - ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていること。
 - ウ 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
 - (7) 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - (4) 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - (9) 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可、登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可、登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 競争入札に参加しようとする者が前営業者の、前項に規定する資格（以下「競争入札参加資格」という。）に係る営業を相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継したときは、前項第2号及び第3号に掲げる要件を有しているものとみなす。

（工事の請負の競争入札の参加者の等級区分）

第3条 管理者は、競争入札参加資格を有する者（以下「競争入札有資格者」という。）のうち、別に定める工事種別及び予定価格の範囲に対応する等級に区分して格付をすることができる。

(工事の請負以外の契約の競争入札の参加者の等級区分)

第4条 管理者は、競争入札有資格者のうち、工事の請負以外の競争入札に参加しようとする者について、別に定める業務種別及び予定価格の範囲に対応する等級に区分して格付をすることができる。

(資格の承継)

第5条 管理者は、規程第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下これらの名簿を「競争入札有資格者名簿」という。）に登載した者の入札有資格者に係る営業が、相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継されたときは、承継人が第2条第1項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる要件を満たさない者である場合を除き、承継人に当該前営業者の競争入札参加資格を承継させることができる。この場合において、管理者は、前営業者について格付をした等級があるときは、当該等級を変更することができる。

(競争入札有資格者名簿からの削除)

第6条 管理者は、競争入札有資格者名簿に登載した者が、第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は規程第5条及び規程第20条の2若しくは規程第6条第3項及び規程第20条の3第3項の規定により提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、競争入札参加資格を取り消し、競争入札有資格者名簿から削除することができる。

第3章 競争入札等運用委員会

(設置)

第7条 規程第30条の13第1項の規定に基づき、京都市上下水道局競争入札等運用委員会（以下「委員会」という。）を設置し、重要な契約について審議する。

(審議の基準及び事項)

第8条 規程第30条の13第2項に規定する別に定める基準は、1件につき予定価格が2億円以上の工事若しくは製造の請負又は動産の買入れ若しくは売払いとし、審議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札の方法
- (2) 一般競争入札の場合は入札参加資格
- (3) 通常型指名競争入札の場合は入札参加業者の指名
- (4) 意向反映型指名競争入札の場合は意向確認の対象者の選定
- (5) 公募型指名競争入札の場合は入札参加資格
- (6) 参加希望型指名競争入札の場合は入札参加資格
- (7) 随意契約の場合は契約相手方の選定
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委員会)

第9条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、管理者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

5 委員は、次長、技術長（局に置かれている場合に限る。）、総務部長、技術監理室長、水道部長、下水道部長とする。

6 委員長は、前項に規定する者のほか、委員長が必要と認める者を委員会に参加させることができる。

(会議等)

第10条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理人を指名することができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(書面による議事)

第10条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合

(2) 前号に定める場合のほか、書面による議事を行う合理的な理由があると委員長が認めた場合

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）で行う。

第4章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第12条 令第167条の6第1項及び規程第7条第1項の規定による公告は、京都市条例の公布等に関する条例第6条第1号に定めるところにより行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 特定競争入札参加資格に関する事項（事後確認型一般競争入札の場合は、事前確認資格及び事後確認資格について、それぞれ次に掲げる事項）

ア 資格の内容

イ 確認の方法

ウ 確認のために提出すべき書類の種類及び提出期限

エ 確認の結果の通知の方法及び時期（請求があったときのみ確認の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）

オ 特定競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる期間

カ 前各号の他確認に必要な事項

(2) 落札者の決定に関する事項

ア 落札者決定の方法

イ 落札者決定の時期

ウ 落札者への通知の方法及び時期

エ 落札者以外の入札参加者に対する通知の方法及び時期（請求があったときのみ入札の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）

オ 落札者とならなかった理由について説明を求めることができる期間

(共同企業体の取扱い)

第12条の2 規程第6条の2第1項及び規程第20条の4第1項に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）を契約の相手方としようとする場合にあっては、京都市上下水道局共同企業体運用基準（以下「運用基準」という。）第11条第1項の規定による公示は、前条第1項に規定する公告に含めて行うものとする。

(一般競争入札に係る特定競争入札参加資格)

第13条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に係る特定競争入札参加資格を定めるときは、発注する契約ごとに、次に掲げる事項の全部又は一部について、契約の内容等を総合的に勘案のうえ、定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別の事情

がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。

- (1) 発注する契約に対応する業種又は種別についての競争入札有資格者であること。
- (2) 管理者が指定する日又は期間において、第27条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。
- (4) 発注する契約に対応する技術者の配置予定その他の履行の体制が適切であること。
- (5) 発注する契約の履行の計画が適切であること。
- (6) 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業（以下「市内中小企業」という。）であること。
- (7) 第3条又は第4条の規定による格付を受けていること。
- (8) その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。

（一般競争入札の特定競争入札参加資格の確認等）

第14条 第12条第1項の規定により公告された一般競争入札に参加しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、管理者が定める期間内に、管理者に対し、前条の規定により管理者が定めた特定競争入札参加資格（事後確認型一般競争入札の場合にあっては、事前確認資格に限る。以下この条において同じ。）の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請者の特定競争入札参加資格の有無について確認し、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により、申請者に対し確認の結果を通知するものとする。この場合において、特定競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限り。）により回答するものとする。

（落札決定の保留）

第14条の2 管理者は、開札の後、事後確認資格の確認その他の落札者の決定に必要な手続のために直ちに落札決定できないときは、必要な期間、落札決定を保留するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により落札決定を保留したときは、入札参加者に対し、落札決定を保留した旨及びその理由について、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により通知又は宣告するものとする。

（事後確認資格の確認の対象者の指定）

第14条の3 事後確認資格の確認の申請は、当該事後確認資格に係る一般競争入札の有効入札者のうち管理者が指定する者のみが、管理者の指定する期間においてすることができるものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 有効入札者全員を指定する方法
 - (2) 最低価格入札者のみを指定する方法

（事後確認資格の確認）

第14条の4 前条第2項の規定により事後確認資格の確認について指定を受けた者（以下「申請指定者」という。）は、管理者が指定する日時までに、必要な書類を添えて事後確認資格の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請指定者のうち、予定価格の範囲内における最低価格入札者（物品の売払いに係る契約にあっては、最も高い価格で入札した者。第14条の6第1項及び第22条の10において同じ。）について事後確認資格の有無を確認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、物件の買入れ又は借入れに係る事後確認型一般競争入札の事後確認資格が、管理者が指定する物件（以下「要求品」という。）若しくは性能、機

能その他の仕様が要求品と同等であると認められる物件（以下「同等品」という。）を納入し、又は貸し出すことができる者であるか否かを確認するもの（以下「同等品確認」という。）である場合において、前条の規定により指定を受けた者が第1項に規定する申請を期日までに行わないときは、要求品により契約を履行することができるものとみなし、事後確認資格があるものとする。

（申請指定者の事後確認資格がない場合の入札の無効）

第14条の5 管理者は、申請指定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は事後確認資格がないものと認め、その者のした入札は、無効とする。

- (1) 確認に必要な書類について、前条第1項に規定する日時までに提出しないとき。ただし、事後確認資格が同等品確認であるときを除く。
- (2) 確認のために提出された書類について、記載内容の不備、記載漏れ等があったとき。
- (3) 前2号のほか、第13条の規定により定めた特定競争入札参加資格を満たしていないと認められるとき。

（申請指定者の事後確認資格がない場合の措置）

第14条の6 管理者は、第14条の4第2項及び前条の規定により、申請指定者に事後確認資格がないと認められる場合において、当該申請指定者以外の有効入札者で申請指定者となっていない者があるときは、その者のうち、予定価格の範囲内における最低価格入札者について第14条の3第1項に規定する指定を行うものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定により申請指定者となった者の事後確認資格を確認する場合に準用する。

3 前2項の規定は、第1項の規定により指定を受けた者について事後確認資格がないと認められる場合に準用する。

（事後確認資格の確認の結果の通知等）

第14条の7 管理者は、第14条の4第2項の規定による事後確認資格の確認（前条第2項において準用する場合を含む。）の結果、当該資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、当該資格の確認の結果の通知について請求があったときは、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により、通知するものとする。この場合において、請求が書面によるもので、書面による説明を求めるものであるときは、同表の規定にかかわらず、通知は、書面により行うものとする。

（事後確認型一般競争入札の落札者決定）

第14条の8 管理者は、事後確認型一般競争入札を行った場合において、事後確認資格の確認を行い、当該確認を受けた者について事後確認資格があると認められたときは、その者を落札者とする。

（落札決定の通知）

第14条の9 管理者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、落札者に対し、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により、速やかにその旨を通知又は宣告するものとする。

2 管理者は、一般競争入札（規程第30条の2に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を除く。次項において同じ。）の落札者を決定したときは、当該競争入札の参加者のうち落札者とならなかった者に対し、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により、次に掲げる事項を通知又は宣告するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
- (2) 落札者の商号又は名称
- (3) 落札金額

3 管理者は、一般競争入札の落札者を決定した場合において、落札者とならなかった者から、その理由の説明について請求があったときは、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

（事後確認型一般競争入札の再度入札）

第14条の10 管理者は、入札の前に予定価格を公表しないこととした事後確認型一般

競争入札を実施した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、令第167条の8第4項の規定による再度の入札を行うものとする。

- (1) 有効入札者となった者がなかったとき。
- (2) 申請指定者に対して事後確認資格の確認を行った結果、事後確認資格があると認める者がなかった場合において、入札をした者のうち、他に有効入札者となった者がなく、かつ、有効入札者とならなかった者が1以上あったとき。

(特定競争入札参加資格の取消し)

第15条 管理者は、特定競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を取り消し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定日時までに、第6条の規定により競争入札参加資格を取り消され、競争入札有資格者名簿から削除されたとき。
- (2) 落札決定日時までに、第27条第1項の規定による競争入札への参加停止を受けたとき。
- (3) その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、入札の公告の日から落札決定の日までの間の管理者が指定する日において第27条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者について、特定競争入札参加資格の確認を取り消すことができる。

(設計図書、仕様書等の閲覧等)

第16条 競争入札に係る設計図書、仕様書等は、管理者が定める期間内に管理者が定める場所において閲覧できるものとし、必要に応じ、自己の負担により複写することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、設計図書、仕様書等の閲覧等の方法について、別に定めることがある。
- 3 管理者が定める期間内に設計図書、仕様書等に関する質問書の提出があったときは、契約会計課において受け付け、当該質問書に対する回答書は、管理者が定める期限まで契約会計課において閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第17条 管理者が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

(積算内訳書の提示)

第18条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する契約を一般競争入札により締結しようとするときは、当該一般競争入札に参加する全ての者又は当該一般競争入札における落札者に、その者が作成した当該一般競争入札に係る当初の積算内訳書を提示させることができる。

- (1) 管理者が定める工事の請負契約
- (2) その他管理者が特に必要と認める契約

(虚偽の申請をした者の入札の無効)

第19条 規程第12条各号に掲げるもののほか、虚偽の申請により特定競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

(電子入札システムによる一般競争入札の公告)

第19条の2 管理者は、電子入札システムによる一般競争入札を行おうとするときは、第12条に規定する公告において、その旨を明らかにするものとする。

(電子入札システムによる一般競争入札の入札期間等)

第19条の3 電子入札システムによる一般競争入札の入札期間(入札データ(規程第8条第2項に規定する入札データをいう。以下同じ。)を電子入札システムに到達させることができる期間をいう。以下同じ。)は、3日間(日数の計算に当たっては、京都市の休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、入札期間を伸縮することができる。

2 電子入札システムによる一般競争入札の開札は、前項に規定する入札期間の最終日の

翌日以降に行うものとする。

(入札データの送信方法)

第19条の4 入札データを電子入札システムに到達させる方法は、次のいずれかの方法に限るものとする。ただし、規程第30条の2に規定する特定調達契約に係る一般競争入札において郵便により入札書が局に到達したときは、この限りでない。

- (1) インターネットを利用して入札データを送信する方法
- (2) 入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用して入札データを送信する方法

2 管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する入札データの送信方法を指定することがある。

(電子入札システムの利用者登録等)

第19条の5 電子入札システムによる一般競争入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）のうちインターネットを利用して一般競争入札の入札データを送信しようとする者は、あらかじめ、インターネットを利用して電子入札システムの利用者登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。

2 管理者は、利用者登録があったときは、利用者登録の日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）に、当該利用者登録をした者に係る競争入札有資格者名簿（京都市財務会計システムにおいて調製するものに限る。次条第1項及び第19条の12第1項において同じ。）にその旨を記録するものとする。

(インターネット入札参加者の入札データの送信等)

第19条の6 前条第2項の規定により競争入札有資格者名簿に記録された電子入札参加者（以下「インターネット入札参加者」という。）は、第14条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請（以下この条、第19条の8及び第19条の11第1項において「申請」という。）は、インターネットを利用して行わなければならない。

2 インターネット入札参加者のうちインターネットを利用して申請を行なった者は、インターネットを利用して入札データを送信することができる。

3 第1項の場合において、インターネット入札参加者がインターネットを利用しないで申請を行ったときは、その者の当該申請に係る一般競争入札の入札データは、インターネットを利用して送信することはできないものとする。

(利用者登録の要件)

第19条の7 利用者登録は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) あらかじめ、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したものに限る。以下同じ。）の発行を受けている者であること。
- (3) 第27条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者でないこと。

(入札端末機による入札データの送信等)

第19条の8 電子入札参加者のうちインターネットを利用しないで申請を行った者は、入札端末機を使用して入札データを送信しなければならない。

(カードの発行)

第19条の9 電子入札参加者のうち入札端末機を使用して入札データを送信しようとする者は、あらかじめ管理者に対し、入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下「カード」という。）の発行を申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定によるカードの発行の申請があった場合は、当該申請をした者（以下この条において「カード申請者」という。）が競争入札有資格者名簿に登載されている者であるか否かについて確認し、登載されているときは、当該申請者に対し速やかにカードを発行するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、第1項の規定による申請の受理時に、カードの使

用を予定する時期の確認を行い、当該カードの利用に支障がないと認められるときは、当該カードの発行日を申請の日以後2週間以内の日において設定し、カード申請者に通知のうえ発行することができる。

(パスワードの設定等)

第19条の10 前条の規定によりカードの発行を受けた者（以下「カード使用者」という。）は、当該カードを使用して入札を行うまでに、あらかじめ、入札端末機においてパスワードを設定しなければならないものとする。

2 カード使用者は、前項の規定により設定したパスワードを失念したときは、カード使用者であることを証明する書類を添えて、書面により、管理者に対し、京都市電子入札システムにおける当該パスワードの設定を無効とするよう求めることができる。

3 管理者は、前項の規定によりパスワードの設定を無効とするよう求めた者がカード使用者であることを確認したときは、当該カード使用者に係るパスワードの設定を無効とするものとする。

(入札端末機の一時使用)

第19条の11 インターネット入札参加者は、インターネットを利用して申請を行った後に、インターネットを利用するための機材の故障その他の理由により、一時的にインターネットを利用して当該申請に係る一般競争入札の入札データを送信することができなくなったときは、入札端末機を使用して入札データを送信する方法に変更することができるものとする。

2 前項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード使用者であるときは、当該カード使用者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の終了の日の前日までに、管理者に対し、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。

3 第1項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード使用者でないときは、その者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の終了の前日までに、管理者に対し、第19条の9第1項に規定するカードの発行の申請を行うとともに、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。

(インターネット入札参加者の入札データの送信方法の変更)

第19条の12 インターネット入札参加者は、電子証明書の失効その他の理由により、インターネットを利用して入札データを送信することができなくなったときは、理由を付して競争入札有資格者名簿の利用者登録に係る記録（以下「記録」という。）の抹消について管理者に申請しなければならないものとする。

2 管理者は、前項の規定による記録の抹消の申請があった場合において、インターネットを利用して入札データを送信することができないものと認められるときは、原則として、当該申請の日から1週間以内に当該申請に係る記録を抹消するものとする。

3 記録の抹消の申請をした者は、既にカードの発行を受けているときは、前項の規定による記録の抹消の作業の完了の日時以後において、入札端末機を使用して入札データを送信することができる。

(カードの盗難、紛失、破損及び再発行)

第19条の13 管理者は、カード使用者から、発行を受けたカードについて盗難、紛失、破損その他の原因により利用できなくなった旨の届出を受けたときは、当該カードを失効させる。

2 前項の規定により失効させたカードによる入札について、当該カードを失効させた日時以降に開札したときは、届出を行った者が有効である旨を申し立てたときを除き、当該入札は、無効とする。

(電子入札システムの障害による入札の取消し等)

第19条の14 管理者は、電子入札システムによる一般競争入札を行うため第12条に規定する公告を行った場合において、電子入札システムを構成する機器、ソフトウェア等

に障害が発生したことにより、当該公告において明らかにした入札の手続を行うことが不可能となったときは、当該競争入札を取り消すものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により一般競争入札を取り消したときは、直ちに、当該競争入札の参加者に対して通知するものとする。ただし、前項に規定する障害のため、入札参加者が不明であるときは、この限りでない。

第5章 指名競争入札

(通常型指名競争入札の指名の方法)

第20条 管理者は、通常型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に対応する業種についての競争入札有資格者のうちから、発注する契約ごとに次に掲げる事項の全部又は一部について審査し、その結果を総合的に判断するとともに、指名及び受注の状況を考慮して令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績
- (4) 発注する契約と同種の契約についての履行の成績又は履行状況
- (5) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力
- (6) 発注する契約についての地理的条件
- (7) 工事の請負にあつては、手持ち工事等の状況
- (8) 技術者等の配置状況、安全管理の状況及び労働福祉の状況
- (9) 第3条又は第4条の規定による格付
- (10) その他特に留意する必要があると認められる事項

- 2 管理者は、前項の規定による指名を行おうとするときは、指名しようとする者に対して、書面、口頭又はインターネットを利用して通知するものとする。

(指名の優先)

第21条 管理者は、前条の規定により審査の結果を総合的に判断する場合において、特別な事情がある場合を除き、市内中小企業を優先して指名するものとする。

- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する競争入札有資格者があるときは、他の競争入札有資格者に優先して指名することができる。

- (1) 発注する契約と同種の契約についての工事成績又は履行状況が優秀な者
- (2) 発注する契約と同種の契約の履行を得意とする者
- (3) 発注する契約の性質又は目的により、指名することが適当と認められる者

- 3 前2項の規定は、工事成績又は履行状況が良好でない等優先する必要が認められない者については、適用しない。

(等級区分のある工事種別の工事の請負に係る指名)

第22条 管理者は、前2条に定めるもののほか、発注する工事に対応する工事種別に等級区分があるときは、発注する工事の予定価格に対応する等級に属する者を指名するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、発注する工事の予定価格に対応する等級以外の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 緊急又は短期間に施工を完了する必要があるとき。
- (2) 特別な技術若しくは経験又は機械を必要とするとき。
- (3) 遠隔地において工事を施工するとき。
- (4) 発注する工事に対応する工事種別及び予定価格に対応する等級に属する者が少数であるとき。
- (5) 発注する工事に対応する工事種別の等級区分別発注件数に著しい不均衡があるとき。
- (6) 発注する工事の性質又は目的により、管理者が特に必要と認めるとき。

(意向反映型指名競争入札の指名の方法)

第22条の2 管理者は、意向反映型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に

対応する業種の競争入札有資格者のうちから、当該指名競争入札への参加の意向を確認する対象者（以下「意向確認対象者」という。）を選定するものとする。

- 2 前項の規定による意向確認対象者の選定については、第20条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「通常型指名競争入札」とあるのは「意向反映型指名競争入札」と、「令第167条の12第1項の規定による指名」とあるのは「入札参加の意向の確認の対象者の選定」と、同条第2項中「指名」とあるのは「選定」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注する工事等の種目について、第3条又は第4条の規定による格付を行っているときは、発注の規模に応じた等級に格付をされた者のみを意向確認対象者として選定することができるものとする。
- 4 管理者は、前3項の規定により選定した意向確認対象者に対し、意向の確認の対象となった契約及び当該契約に係る指名競争入札の概要その他の必要な事項を通知するものとする。
- 5 意向反映型指名競争入札に参加しようとする意向確認対象者は、前項の規定による通知を受けたときは、管理者に対し、配置予定技術者に関する資料その他の必要な書類を添えて当該指名競争入札への参加の意向を申し立てなければならない。
- 6 管理者は、前項に規定する申立てにより、意向反映型指名競争入札への参加の意向を確認した者について、令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。
- 7 管理者は、前項の規定により指名を行ったときは、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

（公募型指名競争入札等の特定競争入札参加資格）

第22条の3 管理者は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項の全部又は一部について総合的に勘案して発注する契約ごとに特定競争入札参加資格を定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別の事情がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。

- (1) 発注する契約に対応する業種について規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 管理者が指定する日又は期間において、第27条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
 - (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。
 - (4) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力を有すること。
 - (5) 発注する契約に対応する技術者の配置予定が適切であること。
 - (6) 市内中小企業であること。
 - (7) その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 管理者は、必要と認めるときは、前項第3号に規定する契約の履行実績について、局の発注による契約の履行実績に限ることとすることができる。

（公募型指名競争入札等の契約の申込みの誘引）

第22条の4 管理者は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札に係る公告その他の契約の申込みの誘引については、第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項に規定する公告」とあるのは「公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札に係る公告その他の契約の申込みの誘引」と、「事後確認型一般競争入札」とあるのは「事後確認型指名競争入札」と読み替えるものとする。

（公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認等）

第22条の5 公募型指名競争入札（特定競争入札参加資格の確認を指名競争入札の入札の前に行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に係る契約の申込みの誘引があったときは、当該指名競争入札に参加しようとする者は、管理者が定めた日時までに、管理者に対し、第22条の3の規定により管理者が定めた特定競争入札参加資格の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の特定競争入札参

加資格の有無について確認するものとする。

- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格があると認められる者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

(公募型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格確認結果の通知)

第22条の6 管理者は、次に掲げる指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認(事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認を除く。以下この条において同じ。)の申請を受け、前条第2項に規定する確認を行ったときは、その結果について、当該申請をした者に対し、別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

- (1) 工事等に係る公募型指名競争入札
- (2) 電子入札システムによる物品等の調達に係る公募型指名競争入札
- (3) 電子入札システムによらない物品等の調達に係る公募型指名競争入札

- 2 管理者は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面(請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限り。)により回答するものとする。

(事後確認型指名競争入札に係る事前確認資格)

第22条の7 管理者は、事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格として次に掲げる事項を確認しようとするときは、事前確認資格として入札の前に確認するものとする。ただし、第2号に規定する競争入札参加停止に関する特定競争入札参加資格については、開札の後においても再度確認するものとする。

- (1) 物品等の調達に対応する業種について規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 管理者が指定する日又は期間において、第27条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 発注する契約と同種の契約について、契約会計課の発注による契約の履行実績があること。
- (4) 市内中小企業であること。

- 2 管理者は、電子入札システムにより事後確認型指名競争入札を行おうとするときは、前項に規定する事前確認資格の確認は、電子入札システムにより行うものとする。

(参加希望型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認)

第22条の8 管理者は、事後確認型指名競争入札として行う参加希望型指名競争入札の参加者から、当該参加希望型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格(事前確認資格を除く。)の確認の申請を受けたときは、当該申請は、開札の後に受理するものとする。

(事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認等)

第22条の9 事後確認型指名競争入札について公告その他の契約の申込みの誘引があったときは、当該誘引に係る事後確認型指名競争入札に参加しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、管理者が定める期間内に、管理者に対し、事前確認資格の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請者の当該事前確認資格の有無について確認し、申請者に対し確認の結果を別表1に掲げる入札方式等の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。この場合において、事前確認資格がないと認めた者に対しては、同表の規定にかかわらず、その理由を付するものとする。

- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面(請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限り。)により回答するものとする。

(事後確認型指名競争入札の指名)

第22条の10 管理者は、事後確認型指名競争入札の参加者について事後確認資格があ

ると認められるときは、当該参加者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

(事後確認型指名競争入札の落札者決定)

第22条の11 管理者は、前条の規定により事後確認型指名競争入札の指名を受けた者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も低い価格をもって入札した者を当該指名競争入札の落札者とする。

(指名する競争入札有資格者の数)

第23条 1の通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者の数は、次の各号に掲げる予定価格に応じ、原則として、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格が1千万円未満の契約 6社以上
- (2) 予定価格が1千万円以上5千万円未満の契約 9社以上
- (3) 予定価格が5千万円以上1億円未満の契約 12社以上
- (4) 予定価格が1億円以上の契約 15社以上

2 前項の規定にかかわらず、通常型指名競争入札により発注する契約が次のいずれかに該当するときは、前項各号に定める予定価格に対応する競争入札有資格者の数未満の者を指名することができる。

- (1) 特殊な専門的技術等を必要とする契約であるとき。
- (2) 履行できる能力を有する者が少ない契約であるとき。
- (3) 同時期の発注が特に多い契約であるとき。
- (4) 緊急その他特別の事由がある契約であるとき。

3 第1項の規定は、意向反映型指名競争入札の意向確認対象者の選定を行うときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「意向反映型指名競争入札において選定する意向確認対象者」と読み替える。

4 第1項及び第2項の規定は、公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格を定めるときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「公募型指名競争入札において特定競争入札参加資格を定めるときに目標とすべき当該指名競争入札の参加者」と、第2項中「通常型指名競争入札」とあるのは「公募型指名競争入札」と読み替える。

(指名の取消し)

第24条 第20条から前条までの規定により指名した者が、次条の規定により準用する第15条の規定により特定競争入札参加資格を取り消されたときは、管理者は、当該指名を取り消すものとする。

2 前項の規定は、事後確認型指名競争入札において事前確認資格があると認めた場合に準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第25条 次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ同表右欄に掲げる指名競争入札により契約を締結しようとする場合に準用する。

第14条の2	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第14条の3から第14条の8まで	事後確認型指名競争入札
第14条の9	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第14条の10	事後確認型指名競争入札
第15条	公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確

	認型指名競争入札を含む。)
第16条から第19条の5まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第19条の6	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第19条の7	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第19条の8	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第19条の9及び第19条の10	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第19条の11	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第19条の12から第19条の14まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条の3第1項	一般競争入札	指名競争入札
第14条の4第3項	事後確認型一般競争入札	事後確認型指名競争入札
第14条の5	第13条	第22条の3
第14条の9	一般競争入札	指名競争入札
第14条の10	事後確認型一般競争入札	事後確認型指名競争入札
	1以上あったとき	2以上あったとき
第15条第2項	公告	公告その他の契約の申し込みの誘引
第18条	一般競争入札	指名競争入札
第19条の2	一般競争入札	指名競争入札
	第12条に規定する公告	第20条第1項に規定する指名、第22条の2第4項に規定する通知又は第22条の4において準用する第12条第2項の規定による公告その他の契約の申し込みの誘引
第19条の3、第19条の4、第19条の5第1項	一般競争入札	指名競争入札
第19条の6第1項	第14条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請	第22条の2第5項の規定による意向反映型指名競争入札に係る参加の意向の申し立て及び第22条の5第1項の規定による公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）の参加の申請
第19条の6第3項	一般競争入札	指名競争入札
第19条の8	申請を行った者	第20条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第22条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った者
第19条の11第1項	一般競争入札	指名競争入札

	申請を行った	第20条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第22条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った
第19条の11第2項及び第3項	一般競争入札	指名競争入札
第19条の14第1項	一般競争入札	指名競争入札
	第12条に規定する公告	第20条第1項に規定する指名、第22条の2第4項に規定する通知又は第22条の4において準用する第12条第2項の規定による公告その他の契約の申し込みの誘引
第19条の14第2項	一般競争入札	指名競争入札

(共同企業体の取扱い)

第26条 共同企業体を契約の相手方としようとする場合にあっては、運用基準第8条第2項の規定による予備指名は、第20条から第24条までの規定に準じて行うものとする。ただし、予備指名する競争入札有資格者の数は、4以上の特定共同企業体が結成できる数とするものとする。

第6章 競争入札参加停止

(競争入札参加停止)

第27条 管理者は、別に定めるところにより、競争入札有資格者及び共同企業体について競争入札への参加停止（以下「参加停止」という。）を行うことがある。

2 管理者は、別に定めるところにより、参加停止に係る競争入札有資格者を構成員に含む共同企業体について、参加停止を行うことがある。

(参加停止に係る競争入札有資格者の取扱い)

第28条 管理者が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体について、特定競争入札参加資格の確認に際し当該資格があると認めてはならない。この場合において、その者について、現に特定競争入札参加資格があると認めているときは、当該資格の確認を取り消すことができるものとする。

2 管理者が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体を指名し、又は予備指名してはならない。この場合において、その者を現に指名し、又は予備指名しているときは、当該指名又は当該予備指名を取り消すものとする。

(参加停止に関する事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、参加停止に関し必要な事項は別に定める。

第7章 契約の締結

(契約内容を記録した電磁的記録の作成)

第29条の2 規程第33条第1項に定める契約書は、契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にすることができる。ただし、次のいずれかに該当する契約を除く。

- (1) 法令の定めにより書面による締結が必要である契約
- (2) 契約期間が5年を超える契約
- (3) 京都市上下水道局公文書取扱規程（以下「文書規程」という。）第31条第2項により、総務課長及び文書管理責任者が定める各公文書の保存期間が10年を超える契約

- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が電磁的記録とすることに支障があると認める契約
- 2 前項により契約書を電磁的記録により作成し、契約を締結するときは、地方自治法施行規則第12条の4の2に定める電子署名であって、次に掲げるいずれかの方法による署名を行わなければならない。
- (1) 当事者型電子署名（電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されるものをいう。）
- (2) 立会人型電子署名（電子契約サービス提供事業者が、利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うものをいう。）
- 3 前項の電子署名は、文書規程第3条第5項に規定する文書主任が行う。ただし、同条第3項に規定する文書管理責任者が電子署名を行う者を別に定めたときはこの限りでない。
- 4 契約書を電磁的記録により作成するときに利用することができる電子契約サービス（電子契約を実施するためのインターネット上のサービスをいう。）は、京都市上下水道局情報セキュリティ対策基準及び次に定める要件を満たすものの中から、他の政令指定都市及び本市における利用実績等を踏まえ、契約会計課長が指定する。
- (1) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されているサービスであること
- (2) 総合行政ネットワークに接続して利用できるサービス（LGWAN-ASP）であること
- (3) 契約に定める準拠法及び裁判管轄が日本国内であること
- （契約書の作成の省略）

第29条の3 規程第33条第1項第1号に規定する別に定める額は、次に掲げる契約については、1,000,000円とする。

- (1) 物品等の調達（委託を含む。）の契約
- (2) 建物、設備及び構内地の小規模な修繕の契約
- (3) 水道施設及び公共下水道施設に係る小規模な修繕等の契約
- 2 規程第33条第1項第2号に規定する単価契約済みの契約で別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 物品等の調達（委託を含む。）の契約
- (2) 工事請負契約

（契約保証金）

第30条 規程第35条第1項第3号の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる契約は、次に掲げるものに限るものとする。

- (1) 契約金額が500万円未満の工事の請負契約
- (2) 工事の請負以外の契約
- 2 管理者は、規程第35条第1項第6号の規定により当該契約に係る契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- （契約の不締結等）

第31条 管理者は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定し、又は随意契約により契約の相手方となるべき者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者又は契約の相手方となるべき者が次のいずれかに該当するときは、当該契約（以下「対象契約」という。）を締結しないものとする。

- (1) 競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が、談合、贈賄又は公契約関係競売等妨害の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (3) 本市から第27条第1項の規定により競争入札参加停止を受けたとき。ただし、次に

掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。

ア 対象契約以外の契約において、落札後（随意契約を締結する場合にあっては契約の相手方の決定後。）に契約（以下、この号において「参照契約」という。）を締結しないことにより、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱（以下、「参加停止取扱要綱」という。）別表 9(1)オの規定による競争入札参加停止を受けた場合であって、対象契約の落札決定日（随意契約を締結する場合にあっては契約の相手方の決定後。以下この号において同じ。）が参照契約の落札決定日の前日以前である場合。

イ 契約の締結の予定日前に当該競争入札参加停止の期間が満了している場合

ウ 競争入札参加停止の期間（参加停止取扱要綱第 6 条第 2 項又は第 3 項の規定により加えられた期間があるときは、当該期間を除いた期間。）が 3 月に満たない場合

(4) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該落札者又は契約の相手方になるべき者と契約を締結することが不適当であると認められるとき。

（随意契約に関する基準）

第 3 2 条 工事の請負について随意契約（地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号の規定が適用される契約又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約を除く。）を行うことが出来る場合の基準は、京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドラインにおいて定める。

2 物品等の調達について随意契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約を除く。）を行うことが出来る場合の基準は、京都市上下水道局物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおいて定める。

第 8 章 雑則

（公共工事競争入札参加者間における下請負の禁止）

第 3 3 条 本市が発注する公共工事に係る競争入札（事後確認型一般競争入札において契約者を決定するものを除く。）において、落札し契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）及び契約者以外の当該競争入札の参加者（以下「非落札者」という。）について、公正な競争を阻害するおそれがあることから、次に掲げる事項を禁止するものとする。

(1) 本市が発注する公共工事に係る競争入札において契約者が、非落札者に当該公共工事の施工に関して工事を請け負わせること。

(2) 非落札者が、契約の対象となった公共工事に関し、建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約を締結し、工事を請け負うこと。

2 前項の規定にかかわらず、契約者は、契約の対象となった公共工事において、特許権その他の排他的権利に係る技術の使用その他のやむを得ない事由により、非落札者に工事を施工させる必要があるため、あらかじめ文書により管理者の承諾を得たときは、当該非落札者に工事を請け負わせることができる。

（補則）

第 3 4 条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の資格及び競争入札の方法に関し必要な事項は、別に定めのある場合を除き、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

（関係基準等の廃止）

2 京都市水道局及び下水道局工事請負契約に係る指名競争入札参加者指名基準、京都市水道局及び下水道局指名競争入札参加者指名停止基準、京都市水道局及び下水道局指名業者選定委員会要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 規程第6条の審査の結果、昭和39年4月1日水道局管理規程第5号(指名競争入札参加者の資格)の定める指名競争入札参加者の資格を有すると認めた者で、この要綱の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、この要綱の定める競争入札の参加者の資格を有する者とみなす。
- 4 京都市水道局及び下水道局工事請負契約にかかる指名競争入札参加者指名基準に基づき指名した者で、この要綱の施行の際当該指名に係る指名競争入札が執行されていないときに限り、当該指名は、この要綱に基づき指名したものとみなす。
- 5 京都市水道局及び下水道局指名競争入札参加者指名停止基準により指名停止を行った者で、この要綱の施行の際当該指名停止に係る期間が満了していないときに限り、当該指名停止は、この要綱に基づき競争入札参加停止を行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市水道局及び下水道局競争入札取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後に入札の公告、指名競争に係る通知、随時契約に係る通知その他契約の申込の誘引を行う契約について適用し、同日前に入札の公告、指名競争入札に係る通知、随時契約に係る通知その他契約の申込の誘引を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成9年7月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月21日)

この改正要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成11年10月27日決定)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市水道局及び下水道局競争入札等取扱要綱の規定は、平成12年4月1日以後に行う一般競争入札及び指名競争入札に係るものについて適用する。

附 則 (平成12年3月30日決定)

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日決定)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正要綱は、施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成13年12月27日決定)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成14年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の改正による改正後の京都市水道局及び下水道局競争入札取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日決定）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 7 日決定）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 17 年 6 月 21 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 18 年 6 月 1 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第 5 条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第 5 条の規定による承継人とみなす。

- 3 この要綱の施行の日前に規程第 3 条第 1 項の規定により告示された一般競争入札に参加する者に必要な資格又は規程第 20 条第 1 項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

（適用区分）

- 4 改正後要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第 2 条第 1 項の規定を適用する。

附 則（平成 19 年 11 月 28 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第 5 条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第 5 条の規定による承継人とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に規程第 3 条第 1 項の規定により告示された一般競争入札に参加する者に必要な資格又は規程第 20 条第 1 項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 4 改正後要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第 2 条第 1 項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 5 月 31 日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 1 月 19 日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 1 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 8 日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「改正要綱」）第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月以後の登録に係る競争入札参加資格の申請から適用する。

3 改正要綱第 3 条の規定は、平成 30 年 4 月以後に有効となる格付に係る申請から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日決定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 23 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日決定）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日決定）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日決定）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第14条第2項、第14条の2第2項、第14条の7、第14条の9、第22条の2第8項、第22条の6第1項、第22条の9第2項関係）

入札方式等の区分				通知等の時期、種別、方法等							
				入札の前に特定競争入札参加資格の確認を行ったとき		落札決定を保留することとしたとき	事後確認資格の確認を行ったとき	落札者を決定したとき			
				確認の結果の通知	資格がないと認めた者に対する理由の説明	落札決定を保留する旨の通知等	事後確認資格がないと認めた者に対する理由の説明	落札者に対する落札決定の通知等	落札者とならなかった者に対する落札結果の通知等	落札者とならなかった者に対する理由の説明	
を（一般競争入札）除く。	一般競争入札	電子入札システムによるもの（以下「電子入札」という。）	第19条の4の規定により、入札データの送信方法について、インターネットを利用する旨届出ている者（以下「インターネット入札者」という。）	◎	◇	◎	—	◎	◎	△	
			第19条の4の規定により、入札データの送信方法について、入札端末機を使用する旨届出ている者（以下「入札端末機入札者」という。）	○	◇	△	—	○	△	△	
		電子入札システムによらないもの（以下「書面入札」という。）	○	◇	□	—	□	□	△		
一般競争入札	電子入札	インターネット入札者		◎	◇	◎	△	◎	◎	△	
		入札端末機入札者		○	◇	△	△	○	△	△	
	書面入札		○	◇	△	△	○	△	△		
指名競争入札	工事及び測量、設計等	通常型指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	—	—	◎	—	◎	◎	—
			入札端末機入札者	—	—	△	—	○	×	—	
				書面入札	—	—	□	—	□	□	—
		意向反映型指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	◎	△	◎	—	◎	◎	—
			入札端末機入札者	○	△	△	—	○	×	—	
				書面入札	○	△	□	—	□	□	—
	公募型指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	◎	◇	◎	—	◎	◎	△	
		入札端末機入札者	○	△	△	—	○	×	△		
			書面入札	○	△	□	—	□	□	△	
	物品等の調達	通常型指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	—	—	◎	—	◎	◎	—
			入札端末機入札者	—	—	△	—	○	△	—	
				書面入札	—	—	□	—	□	□	—
		電子入札	参加希望型指名競争入札（事後確認型指名競争入札を除く。）	インターネット入札者	●	△	◎	—	◎	◎	△
				入札端末機入札者	◆	△	△	—	○	△	△
			参加希望型指名競争入札（事後確認型指名競争入札）	インターネット入札者	●	△	◎	△	◎	◎	△
				入札端末機入札者	◆	△	△	△	○	△	△
			公募型指名競争入札	インターネット入札者	◎	◇	◎	—	◎	◎	△
				入札端末機入札者	◆	△	△	—	○	△	△
		書面入札	公募型指名競争入札	入札の前にのみ特定競争入札参加資格を確認するもの	▲	△	□	—	□	□	△
				事後確認型指名競争入札	▲	△	△	△	○	△	△

備考1 ◎印は、◎印の記載された欄の対象者に対し、その欄に示す事項について電子入札システムにより確認するよう、速やかに電子メールを送信することを示す。

備考2 ◇印は、特定競争入札参加資格の確認を行った結果、当該資格がないと認めた者に対する結果の通知にその理由を付することを示す。

備考3 ○印は、○印の記載された欄の対象者に対し、その欄に示す事項について、速やかに口頭又は書面により通知することを示す。

備考4 △印は、△印の記載された欄の対象者から請求があったときは、その欄に示す事項について、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）で通知することを示す。

備考5 □印は、入札参加者全員に対して、口頭により宣告することを示す。

備考6 ー印は、該当する行為がないことを示す。

備考7 ×印は、請求の有無にかかわらず、落札者とならなかった者に対する通知を行わないことを示す。

備考8 ●印は、事前確認資格の確認の結果、事前確認資格がないと認めた者に対してのみ、その旨を電子入札システムにより確認するよう、速やかに電子メールを送信することを示す。

備考9 ◆印は、入札書により入札しようとした者について、入札の前に確認する特定競争入札参加資格の確認の結果、当該資格がないと認めたときは、口頭又は書面（書面によって、書面による通知の請求を受けたときに限る。）で通知することを示す。

備考10 ▲印は、入札の前に確認する特定競争入札参加資格の確認の結果、当該資格がないと認めた者についてのみ、口頭又は書面（書面によって、書面による通知の請求を受けたときに限る。）で通知することを示す。

備考11 工事、測量、設計等に係る公募型指名競争入札及び意向反映型指名競争入札における事前確認資格の確認の結果の通知は、指名通知により行う。